

## 参 考 资 料

## オホーツク森林・林業・木材産業チャレンジ検討会議構成メンバー

氏 名	職 名	備 考
黒瀧 秀久	アグリイノベーション大学校顧問(前東京農業大学教授)	網走東・西部流域 幹事長
小川 繁幸	東京農業大学生物産業学部准教授	網走東・西部流域 幹事会
高松 巨樹	オホーツク総合振興局産業振興部林務課長	網走東・西部流域 副幹事長
小田部 照	網走地方森林・林業・林産業活性化促進議員連盟連絡会副会長	網走東部流域 幹事会
後藤 昭由	北見地方木材協会専務理事	網走東・西部流域 幹事会
山本 昭彦	北見地方素材生産事業協同組合専務理事	網走東部流域 幹事会
遠藤 智子	置戸地区林産協同組合理事長	網走東部流域 幹事会
佐藤 隆	北見地方森林整備協議会会長	網走東部流域 幹事会
石川 茂雄	美幌町森林組合代表理事専務	網走東部流域 幹事会
細田 義仁	栄林会網走支部副支部長	網走東部流域 幹事会
佐々木 英樹	北海道森林管理局網走南部森林管理署森林技術指導官	網走東・西部流域 幹事会
大野 江二	北海道山林種苗協同組合美幌地区種苗協議会会長	網走東部流域 幹事会
村田 彰寛	北見地域森林関連産業労働組合連合会書記長	網走東・西部流域 幹事会
小林 守也	オホーツク総合振興局東部森林室森林整備課長	網走東部流域 幹事会
野田 哲也	オホーツク総合振興局東部森林室普及課長	網走東部流域 幹事会
佐藤 岳郎	網走市経済部農政課長	網走東部流域 幹事会
森 高志	斜里町産業部水産林務課長	網走東部流域 幹事会
田中 三智雄	美幌町経済部農林政策課長	網走東部流域 幹事会
五十嵐 勝昭	置戸町産業振興課長	網走東部流域 幹事会
菊地 秀喜	佐呂間町経済課長	網走東部流域 幹事会
三上 剛	北見市農林水産部農林整備課長	網走東部流域 幹事会
勝占 保	網走西部森林管理署長	網走西部流域 幹事会
得永 恭志	紋別市産業部長	網走西部流域 幹事会
井上 道也	湧別町水産林務課長	網走西部流域 幹事会
長嶺 毅	興部町産業振興課長	網走西部流域 幹事会
前島 英樹	網走地方森林・林業・林産業活性化促進議員連盟連絡会副会長	網走西部流域 幹事会
江本 博幸	滝上林業協同組合副理事長	網走西部流域 幹事会
野呂田 厚司	オホーツク中央森林組合代表理事専務	網走西部流域 幹事会
江本 博幸	栄林会網走支部支部長	網走西部流域 幹事会
菅野 伸一	北海道山林種苗協同組合紋別地区種苗協議会会長	網走西部流域 幹事会
河村 哲夫	オホーツク総合振興局西部森林室普及課長	網走西部流域 幹事会

# オホーツク地域の森林・林業を取り巻く状況

## 1 森林資源の状況及び林業・林産業の状況

### ○ 森林資源の賦存状況と資源管理の現状

・管内の森林面積約 768 千 ha のうち、国有林は 56%、道有林は 14%、市町村有林・私有林（一般民有林）は 30%で、天然林が多い**国有林面積が過半**を占めています。

	面積（千ha）			
	天然林	人工林	その他	合計
国有林	280	127	23	430
道有林	75	30	3	108
市町村有林	12	22	0	34
私有林	85	103	8	196
合計	452	282	34	768

出典：令和元年度北海道林業統計（R2.3）

表 1：所管別森林面積

・人工林面積 282 千 ha のうち国有林は 45%、道有林は 11%、一般民有林は 44%で、国有林と一般民有林の面積は拮抗しています。

・人工林の樹種別面積の上位樹種は、**国有林・道有林でトドマツ**（各 70%、63%）、**一般民有林でカラマツ**（44%）であり、所管により主要樹種が異なります。

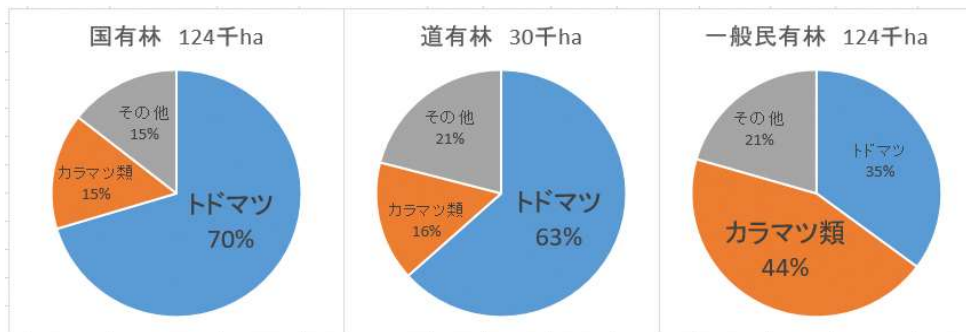


図 1：所管別樹種別割合 ※国有林については、地域管理経営計画書参照

・一般民有林の齢級別森林資源構成については、カラマツ・トドマツなどの人工林資源が成熟期を迎え利用が進んでいるが、今後、齢級構成などが大きく変化する見通しであることから、将来を見据えて着実な植林による資源造成を進めることが必要となっています。

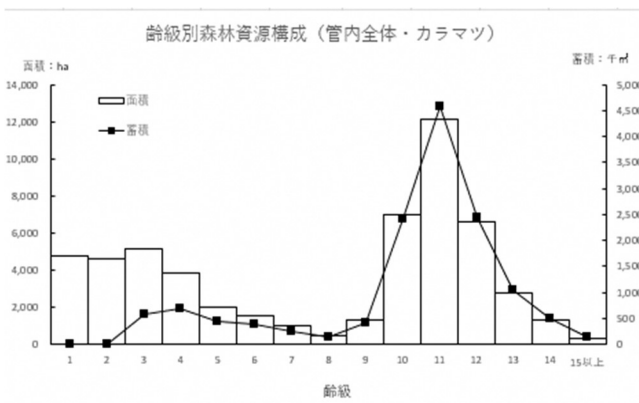


図 2：齢級別森林資源構成（カラマツ）

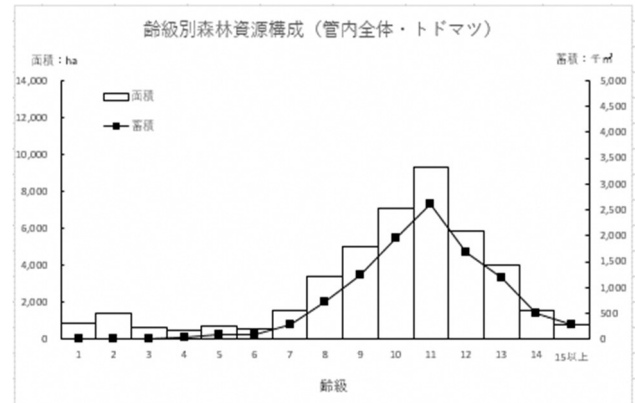


図 3：齢級別森林資源構成（トドマツ）

- ・一般民有林の人工林では、皆伐面積に対する造林面積の割合は71%となっており、**伐採後の適切な造林が引き続き課題**となっています。

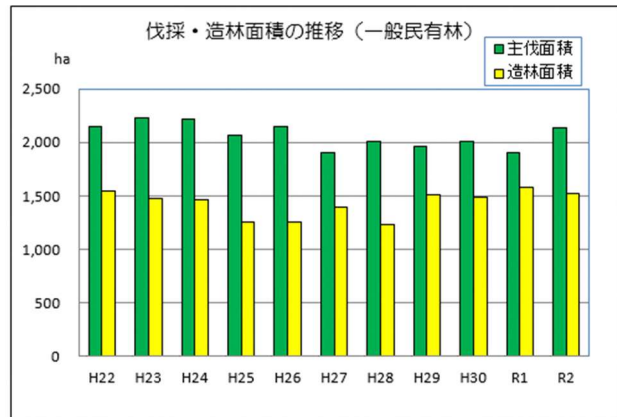


図4：伐採・造林面積の推移（管内全体）

## [まとめ]

現 状	<ul style="list-style-type: none"> <li>・オホーツク管内の森林面積は、768千haで全道の森林面積5,536千haの約14%。</li> <li>・所管別の面積割合は、国有林が56%と過半数を占める。</li> <li>・所管別の主要樹種は、国有林と道有林がトドマツ、一般民有林がカラマツ。</li> <li>・一般民有林の主伐面積は、2,000ha前後で推移しており、皆伐面積に対する造林面積の割合は約70%。</li> </ul>
課 題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人工林資源の利用が進んでいるが、将来にわたり森林資源の循環利用をはかるためには、今後の齢級構成の変化等を踏まえ、伐採後の着実な植林による資源造成を進めることが必要。</li> </ul>

### ○ 森林認証の状況

- ・管内では平成16年頃から森林認証の取得に向けた取組が進められ、現在（令和3年3月末時点）ではFSC、SGECを合わせた**認証森林面積は全国の25%にあたる63.6万haとなっています。**

	認証森林面積 (万 ha)		
	計	FSC	SGEC
全 国	253.0	41.6	216.3
北海道	145.3	4.4	145.0
うち林-ツ地域	63.6	0.3	63.4

表2：認証森林面積（令和3年3月末現在）

- ・また、COC認証取得企業は89団体となり、建築材だけでなく家具なども供給できる体制となっています。
- ・しかしながら、認証製品としての出荷量は少ないため、**認証材の付加価値向上にむけて利用促進が課題**となっています。

業種(1事業体で複数認定あり)	企業数
素材生産・販売	37
製材	24
合単板・集成材・プレカット	16
建設・土木・流通・販売	56
その他	27

表3：COC認証取得企業数（令和3年3月末現在）

[まとめ]

現 状	<ul style="list-style-type: none"> <li>・オホーツク管内の認証森林面積は、全国の認証森林面積の 25%を占める。</li> <li>・様々な業種で COC 認証の取得が広がっている。</li> <li>・認証製品としての出荷量は少ない状況。</li> </ul>
課 題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・森林認証の民有林における継続的な取得促進が必要。</li> <li>・認証材の PR や COC 認証企業の確保など、認証材の利用促進に向けた取組が必要。</li> </ul>

○ 素材生産と原木消費状況

- ・管内の素材生産量は平成 30 年度に落ち込みがみられましたが、850 千 m<sup>3</sup> から 950 千 m<sup>3</sup> の間で推移しています。
- ・製材工場等における原木消費量は令和 2 年度に落ち込んだものの、960 千 m<sup>3</sup> から 1,000 千 m<sup>3</sup> で推移し、素材生産量を上回っています。

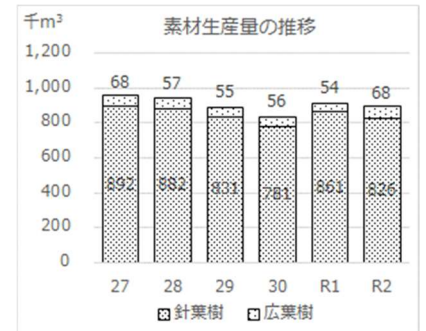


図 5：素材生産量の推移

- ・製材出荷量については、令和 2 年度に大きく落ち込んだが、200 千 m<sup>3</sup> から 220 千 m<sup>3</sup> の間で推移しており、移出率は 50~64%と、ここ数年増加の傾向を示しています。

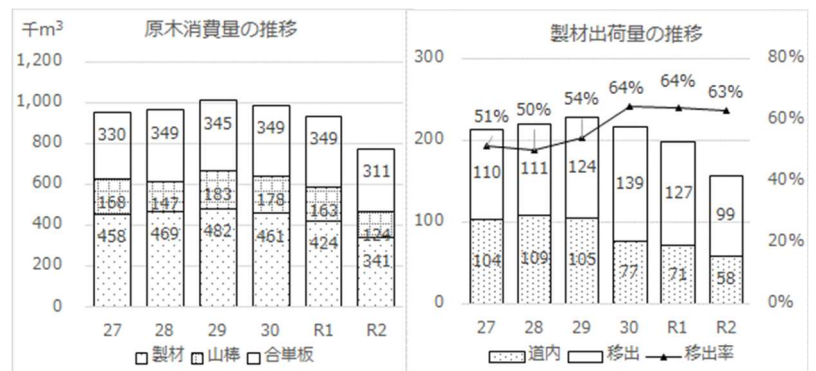


図 6：原木消費量の推移

図 7：製材出荷量の推移

- ・また、海外からの木材入荷が減少したこと等により、道産木材の需要が高まっています。

[まとめ]

現 状	<ul style="list-style-type: none"> <li>・素材生産量、原木消費量（製材・山棒チップ・合単板）ともおおむね横ばいで推移。</li> <li>・製材出荷量は、200 千 m<sup>3</sup> 前後で推移し、道外への移出の割合が増加傾向。</li> <li>・輸入材の入荷減少等により道産木材の需要の高まり。</li> </ul>
課 題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道産木材の長期的・安定的な供給が必要。</li> <li>・脱炭素・脱プラスチックの流れを踏まえた取組が必要。</li> <li>・公共建築物等木材利用促進法の改正等による、民間建築物の木造化推進の動きへの対応が必要。</li> </ul>

○林業労働力の状況

- 管内の林業労働者数は、令和元年度では780人で、平成19年度以降増加傾向にあり、通年雇用の割合も上がっています。
- 雇用形態別では、素材生産・造林の両方で通年雇用者が増加傾向だが、造林では、業種柄繁閑散期に差があるため、通年雇用の割合が素材生産と比べて低い状況となっています。

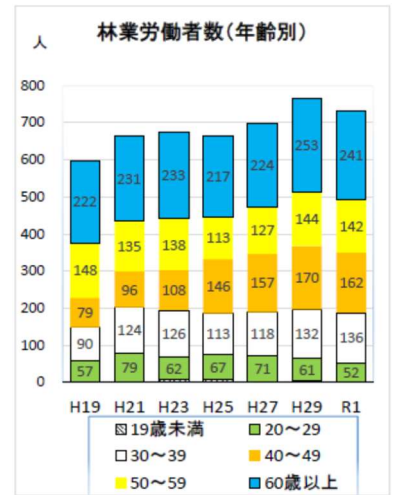


図8：林業労働者数の推移

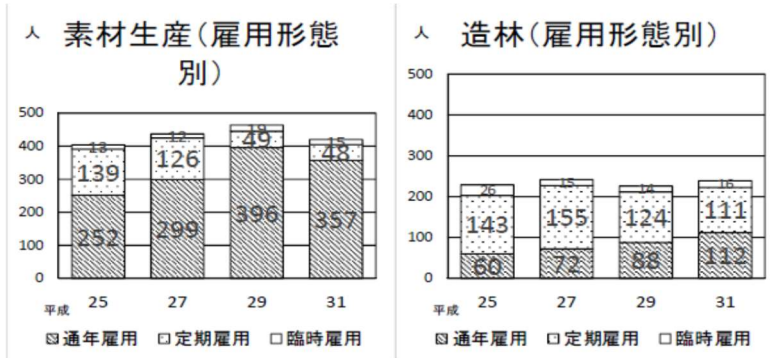


図9：雇用形態別労働者数(素材生産、造林)

- 60歳以上の高齢者の割合が3割程度と依然として高い状況にあり、将来的に、若年者をはじめとした担い手の確保や技術の継承が課題となっています。

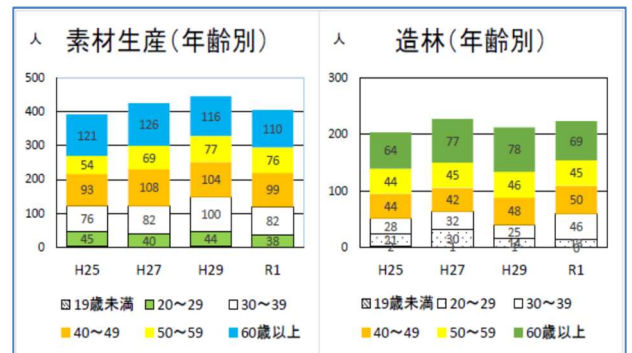


図10：年齢別労働者数(素材生産、造林)

- 新規参入者数は、おおむね横ばいで、通年雇用の割合は70%(令和元年)となっています。

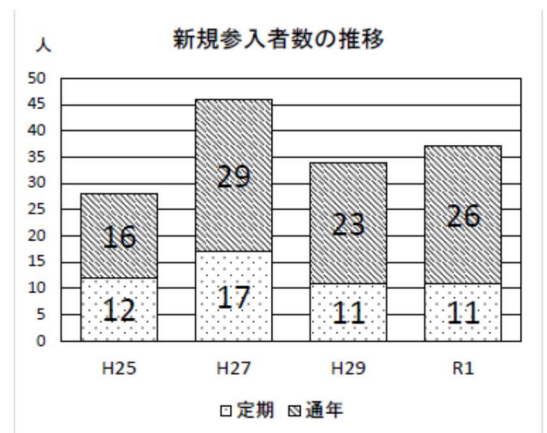


図11：新規参入者数の推移

## [まとめ]

現 状	<ul style="list-style-type: none"><li>・林業労働者数は、増加傾向。(H19年 683人、H25年 734人、H29年 808人、R1年 780人)</li><li>・雇用形態別では、造林、素材生産とも通年雇用が増加し、令和元年度では490人で、労働者数全体の62%を占める。</li><li>・年齢別では、40歳未満の割合は25%となっている一方、60歳以上の割合は32%を占める。</li></ul>
課 題	<ul style="list-style-type: none"><li>・コロナ禍における生活様式の変化と移住志向の高まりなどを踏まえた、道内外からの人材確保が必要。</li><li>・高齢者の割合が高いことから、若年層をはじめ新規就業者の確保と次世代への技術の継承への対応が必要。</li><li>・R2.4に開校した北の森づくり専門学院生徒の、本地域への就業・定着に向けた検討が必要。</li></ul>

## 2 国や北海道における森林づくりの動向

(森林・林業基本計画)

- 国では、令和3年6月に改定された「森林・林業基本計画」において、森林・林業・木材産業による「グリーン成長」を掲げ、森林を適正に管理して、林業・木材産業の持続性を高めながら成長発展させることで、「2050年カーボンニュートラル」も見据えた豊かな社会経済の実現を図ることとしている。

(木材利用)

- 令和3年6月に、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」を一部改正し、木材の利用を促進する対象を民間建築物を含む建築物一般に拡大するなど、脱炭素社会の実現に向けた国民運動を展開することとしている。なお、道内全ての市町村で「地域材利用推進方針」が策定されている。
- 令和3年3月に、林野庁と国土交通省が「CLTの普及に向けた新ロードマップ～更なる利用拡大に向けて～」を策定し、従来より進めてきた公共建築物におけるCLTの活用、SDGs等への寄与の「見える化」、設計者への一元的サポートの推進等新たな施策も数多く盛り込まれ、CLTの利用拡大に向けた取り組みを計画的に進めていくこととしている。
- 道では、道産CLTの利用拡大に向けて、平成29年3月に「道産CLT利用拡大に向けた推進方針」を策定し、産学官が連携し、需要の創出・拡大と供給体制の整備に向けた取り組みを進めており、令和3年3月末現在、道内におけるCLTを利用した建築物は、累計29件となっており、公共施設のほか、事務所などの民間施設にも利用の動きは広がっている。

(バイオマス利用)

- 平成24年7月に再生可能エネルギーの固定価格買取制度(FIT)が開始され、この制度の認定を受けた木質バイオマス発電所は全国で382か所(令和2年3月現在)、主に未利用木材を燃料とし

て使う発電所は、146 施設（令和 2 年 3 月現在）が設備認定を受けている。

（森林環境譲与税）

- 我が国の温室効果ガス排出削減目標の達成や、災害防止等を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、平成 31 年 3 月に森林環境税及び森林環境譲与税が創設され、令和元年度から市町村、都道府県に譲与が開始された。